

収入の見通しの算定に関する検証について

(趣旨)

収入の見通しの算定の検証に当たり、CAPEX の統計的査定手法として、重回帰分析を基本としてローカル系統、配電系統の主要品目（物品費、工事費）について費用検証を行うことから、重回帰分析に設定する説明変数の関連データにつき、一般送配電事業者に対して報告徴収を行うこととしたい。

1. 背景・目的

令和 5 年 4 月より、新たな託送料金制度（収入の見通しを定期的に承認し、その範囲内で託送料金を設定する制度。以下「レベニューキャップ制度」という。）が導入される運びとなっている。

このため、適切な収入の見通しの算定を進める観点から、資源エネルギー庁の審議会において、一般送配電事業者に対して、収入の見通しに関する書類の提出を求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会にて統計査定等を開始するよう整理がなされた。

先般、一般送配電事業者から提出された書類が資源エネルギー庁から当委員会に送付され、第 14 回料金制度専門会合（令和 4 年 7 月 29 日）より、収入の見通しに関する検証を開始。

本検証を進めるにあたり、客観性と透明性を確保するとともに、各一般送配電事業者の実情を踏まえつつコスト効率化を促す観点から、CAPEX の統計的査定手法として、重回帰分析を基本としてローカル系統、配電系統の主要品目（物品費、工事費）について費用検証を行うこととしており、第 16 回料金制度専門会合（令和 4 年 8 月 8 日）にて、重回帰分析に設定する説明変数の妥当性が議論され、一定の整理がなされたところ。

加えて、同専門会合において、重回帰分析ではなく、中央値を用いた検証を行う場合での、設備ごとの特徴を勘案したグルーピングの設定の妥当性についても議論、一定の整理がされた。

今後、本整理結果を踏まえ、CAPEX の費用検証を進める必要があるところ、当該費用検証を実施するにあたっては、一般送配電事業者に対して、重回帰分析に設定する説明変数の関連データ及び設備ごとの特徴を勘案したグルーピングの設定に必要なデータの提出を求めることとしたい。

2. 概要報告徴収(案)

上述の費用検証を実施するために必要となるデータを入手するため、案のとおり一般送配電事業者に対して報告徴収を行うこととしたい。

3. 徴収対象事業者(案)

北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社

40 参考:関係条文

41 ○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

42 （報告の徴収）

43 第百六条 （略）

44 2 （略）

45 3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度にお
46 いて、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業
47 者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は
48 資料の提出をさせることができる。

49 4～10 （略）

50

51 （権限の委任）

52 第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項並びに同条第十項（卸電力取引
53 所に係るものに限る。）並びに第一百七条第二項及び第六項並びに同条第八項（卸電力取
54 引所に係るものに限る。）の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定とし
55 て政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第
56 百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命
57 ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

58 2～6 （略）

59

60 ○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）

61 （報告の徴収）

62 第四十五条 （略）

63 2 法第百六条第三項の規定により経済産業大臣が報告又は資料の提出をさせることがで
64 きる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

65 一 （略）

66 二 一般送配電事業者 次に掲げる事項

67 イ 一般送配電事業の運営に関する事項

68 ロ 会計の整理に関する事項

69 ハ 一般送配電事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事
70 項（前項に規定する事項を除く。）

71 ニ 調査業務の運営に関する事項

72 三～六 （略）

(案)

番 号
年 月 日

別記（徴収対象事業者代表者名） 宛て（各通）

電力・ガス取引監視等委員会委員長 横山 明彦

収入の見通しの算定に関する検証について

当委員会は、適切な収入の見通しの算定の基礎となる CAPEX 費用の検証にあたり、客観性と透明性を確保するとともに、各一般送配電事業者の実情を踏まえつつ、コスト効率化を促す観点から、重回帰分析方法を基本とした 10 社比較の検証等を行う必要があることから、貴社に対し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 114 条第 1 項の規定により委任された同法第 106 条第 3 項の規定による権限に基づき、下記の項目について、令和 4 年 8 月 31 日までに報告することを求めます。

なお、当該報告の内容を踏まえ、追加的に報告及び資料の提出を求めることがあります。

記

1. 2017 年度～2021 年度の以下の実績数値及び情報

- ① 鉄塔（ローカル系統※1に限る。）の 1 基ごとの鉄塔重量（t）、鉄塔種類（アングル、パイプ）及び基礎型（逆 T 基礎、ベタ基礎、深礎基礎、杭基礎）
- ② 架空電線（ローカル系統※1に限る。）の公称断面積（mm²）、導体数、素材（銅、普通アルミ、耐熱アルミ、特殊アルミ）及び回線延長（km）
- ③ 地中ケーブル（ローカル系統※1に限る。）の公称断面積（mm²）、導体数、回線延長（km）、電圧、ケーブル種類（単心、CVT）及び輸送距離（km）
- ④ 変圧器（ローカル系統※1に限る。）の 1 台ごとの容量（MVA）、1 次電圧（kV）、2 次電圧（kV）及び輸送方法（陸上輸送、海上輸送）
- ⑤ 遮断器（ローカル系統※1に限る。）の 1 台ごとの定格電圧（kV）、定格電流（A）及び定格遮断電流（kA）
- ⑥ 配電系統※2に関する以下の実績数値
 - ・ 需要申込 1 か所（計器 1 台）あたりの建設数（高圧線）（km）
 - ・ 需要申込 1 か所（計器 1 台）あたりの建設数（コンクリート柱）（基）
 - ・ 可住地面積あたりの世帯数（世帯/km²）
 - ・ 可住地面積あたりの需要（需要電力量）（MW/km²）
 - ・ 柱上変圧器 1 台あたりの低圧契約電力（延べ）
 - ・ 可住地面積あたりの PV 導入量（kW/km²）
 - ・ 公共工事設計労務単価（特殊作業員）平均値（円）

- ・ 公共工事設計労務単価(電工)平均値 (円)
- ・ 平均雷日数 (日)
- ・ 地中線工事比率 (%)
- ・ 複合柱比率 (%)
- ・ 電力事業所(営業所)あたりの可住地面積 (km²/箇所)
- ・ 平均柱長 (m/本)
- ・ 平均耐荷重 (kgf/本)
- ・ 高圧架線柱比率 (%)
- ・ 可住地面積あたりの柱上変圧器台数 (台/km²)
- ・ 高圧線平均太さ (mm²/km)
- ・ 柱上変圧器平均容量 (kVA)
- ・ 高圧ケーブル比率 (%)
- ・ 特殊柱(細径柱・複合柱・分割柱)比率 (%)
- ・ 平均径間長 (m/本)
- ・ 平均ケーブルサイズ (mm²/m)
- ・ 低圧架空ケーブル施設比率 (%)
- ・ 可住地面積あたりの架空高低圧電線亘長 (km/km²)
- ・ 柱上変圧器協調比率 (%)

※1 ローカル系統とは、送電設備及び変電設備で構成される電力系統のうち、連系線・基幹系統以外の系統のことをいう。

※2 発電所又は配電用の変電所から、需要家及び発電設備を有する者を結び、次に掲げる配電設備で構成される電力系統

(a) 7kV 以下の配電設備

(b) 計器など需要家屋内装置

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。